

岡谷市ワーケーション等実施支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡谷市の関係人口等の拡大・創出を図るため、ワーケーション及び関係人口として地域に関わること（以下「ワーケーション等」という。）を目的として当市を訪れる者に対して、ワーケーション等に要した交通費、宿泊費又はレンタカー借上料の一部について予算の範囲内で補助金を交付することに関し、岡谷市補助金等交付規則（昭和49年岡谷市規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ワーケーション 普段の勤務地又は居住地とは異なる場所で情報通信技術を活用し、休暇を過ごしながらかテレワーク、企業研修、会議等を行う働き方をいう。
- (2) 企業等 市内に拠点を有しない民間企業、個人事業主及び団体等（NPO法人等を含み、官公庁及び公企業を除く。）をいう。
- (3) 関係人口 繰り返し当市を訪れ、地域や地域住民と多様に関わる者をいう。
- (4) 学生 学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、大学院、短期大学又は専修学校専門課程に在学している者であつて、当市の住民基本台帳に記録されていない者で、かつ、市内に居住していない者をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内で2泊3日以上ワーケーション活動を実施する企業等
- (2) 市内に2泊3日以上滞在し、当市の社会課題の解決に資する分析・提案等又は学習（オンラインによる講義の受講、フィールドワーク等）及び当市の魅力発信を行う学生
- (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員である者は、補助金の交付を受ける

ことができない。

(対象経費等)

第4条 補助金交付の対象となる経費、補助率及び補助金の額等は、次の表のとおりとする。

補助区分	補助対象経費	補助率等	補助回数等
ワーケーション等実施交通費補助金	ワーケーション等の実施において、当市との往復に係る高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第5号に規定する公共交通事業者等が行う運送の利用に要する経費で最も経済的かつ合理的な通常の間路及び方法により要する費用又は実費のいずれか少ない額	対象経費の2分の1以内とし、一人1回当たり10,000円を限度とする。	当該年度内において3回を限度とする。
ワーケーション等実施宿泊費補助金	ワーケーション等の実施に係る市内の宿泊施設の宿泊費	対象経費の2分の1以内とし、一人1泊当たり5,000円を限度とする。	当該年度内において7泊を限度とする。
レンタカー借上料補助金	ワーケーション等実施期間中に市内移動用のレンタカー（キャンピングカーを含む）	対象経費の2分の1以内とし、1日当たり10,000円を限度とする。	当該年度内において8日を限度とし、レンタカーは1企業等又は学生1グループ

	む。)を借上げた費用	につき1日当たり1台までとする。
--	------------	------------------

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、岡谷市ワーケーション等実施支援補助金交付申請書（様式第1号。第3条第1項第2号に規定するものにあつては、様式第1号の2。以下「申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添えて、ワーケーション等実施の7日前までに申請するものとする。

(交付決定)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、岡谷市ワーケーション等実施支援補助金交付決定書（様式第2号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当市でのワーケーション等が完了した日から起算して2週間以内に、岡谷市ワーケーション等実施支援補助金実績報告書（様式第3号）に、補助対象経費の領収書等支払いが確認できるものの写しを添えて、市長に提出しなければならない。

2 第3条第1項第2号の規定に基づき補助金の交付を受けた者は、当市の社会課題の解決に資する分析・提案等又は学習（オンラインによる講義の受講、フィールドワーク等）及び当市の魅力発信を行った内容について、補助金の交付を受けた年度末までに市長に報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第8条 市長は、前条に規定する実績報告があつたときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、岡谷市ワーケーション等実施支援補助金確定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第9条 交付決定者は、前条の規定による補助金の額の確定を受けたときは、速やかに岡谷市ワーケーション等実施支援補助金請求書（様式第5号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき交付決定者に対し補助金を交付するものとする。

(補助金等の取消し等)

第10条 市長は、申請者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請をしたとき。

(2) 不正の行為があると認められたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、補助金の全部又は一部を取り消したときは、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(規則の準用)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の申請から交付までの手続き等については、規則に定めるところによる。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。